

表6 独立行政法人等が扱う手続(各府省共通手続)

整理番号	手続名	手続種別	根拠法令名	根拠条項			制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	オンライン化実施方針の提示			利用システム名		手続の年間申請事件数		オンライン化状況					オンライン申請事件数		オンライン利用率	備考	公的個人認証サービス導入状況				
				条	項	号 附則		実施時期(年度)	提示内容	独立行政法人等名(注)	受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請事件数	オンライン化の停止状況	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度			備考	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考	
1	法人文書の開示請求	申請等	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律	4	1		「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第40号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤		a	896	827								c/b×100						
2	開示の実施の申出	申請等	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律	15	3	5	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第40号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤			698	706														
3	電磁的記録の開示方法に関する定め	以外	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律	15	2		「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第40号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤					平成14年度:② 平成15年度:①⑥⑨⑩⑬ 平成16年度:③ 平成18年度:②④ 平成19年度:④ 不明:⑧													
4	手数料に関する定め	以外	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律	17	4		「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第40号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤					平成14年度:② 平成15年度:①④⑩⑬ 平成16年度:①③ 平成18年度:④ 平成19年度:④ 不明:⑧													ホームページで閲覧可能:①③④⑥⑧⑨⑩⑫⑬⑭
5	法人文書の管理に関する定め	以外	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律	23	2		「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第40号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤					平成15年度:①④⑩⑬ 平成16年度:③ 平成18年度:①② 不明:⑧													ホームページで閲覧可能:①②③⑥⑧⑨⑩⑬
6	保有個人情報の開示請求	申請等	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	13	1		「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第165号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤			31	33														
7	電磁的記録の開示方法に関する定め	以外	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	24	2		「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第136号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤					平成15年度:①⑬ 平成17年度:③⑥⑩ 平成18年度:② 平成19年度:④ 不明:②												ホームページで閲覧可能:②③④⑥⑧⑨⑩⑬	
8	開示の実施の申出	申請等	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	24	3		「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第137号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤			29	21														ホームページで閲覧可能:②④⑧
9	手数料に関する定め	以外	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	26	3		「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第138号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤					平成15年度:①⑬ 平成17年度:③⑥⑩ 平成19年度:④													ホームページで閲覧可能:③④⑥⑧⑩⑬
10	訂正請求	申請等	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	28	1		「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第139号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤			1	1														
11	利用停止請求	申請等	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	37	1		「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第146号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤			0	0														
12	個人情報ファイル簿の公表	以外	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令	1	5		「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成16年総務省令第152号)により、各手続をオンラインで行うことが可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、独立行政法人等のために委任しており、独立行政法人等が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～⑤					平成15年度:①⑬ 平成16年度:③ 平成17年度:④⑩ 平成18年度:② 平成19年度:④ 不明:⑧												ホームページで閲覧可能:②③④⑥⑧⑨⑩⑬ 個人情報ファイル簿の作成を要していない:①⑫	
13	監査結果に基づく意見提出	以外	独立行政法人通則法	19	5		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～④					平成15年度:①⑩⑬													ホームページで閲覧可能:①⑩⑬
14	法人の長による役員任命	以外	独立行政法人通則法	20	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～④					平成15年度:①⑩													ホームページで閲覧可能:①⑩

表6 独立行政法人等が扱う手続(各府省共通手続)

整理番号	手続名	手続種別	根拠法令名	根拠条項			制度所管官庁における措置状況(平成18年3月末現在)	オンライン化実施方針の提示			独立行政法人等名(注)	利用システム名		手続の年間申請等件数		オンライン化状況					オンライン申請等件数		備考	公的個人認証サービス導入状況															
				条	項	号		附則	実施時期(年度)	提示内容		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化の停止状況	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考												
											a	b				c		c/b×100																					
15	主務大臣又は法人の長による役員解任	以外	独立行政法人通則法	23	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～④																													
16	主務大臣又は法人の長による役員解任	以外	独立行政法人通則法	23	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～④																													
17	主務大臣又は法人の長による役員解任	以外	独立行政法人通則法	23	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～④																													
18	代理人の選任	以外	独立行政法人通則法	25			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～④																													
19	職員の任命	以外	独立行政法人通則法	26			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～④																													
20	財務諸表等の閲覧	以外	独立行政法人通則法	38	4		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年3月24日総務省令第48号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等の定める委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～④						平成14年度:② 平成15年度:①②③④⑤⑥⑦⑧ 平成17年度:③ 平成18年度:② 平成19年度:④ 不明:⑧																			ホームページで閲覧可能:①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬				
21	特定独立行政法人の他の役員兼職に係る任命権者の承認	以外	独立行政法人通則法	54	5		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	③																													
22	非特定独立行政法人の他の役員兼職に係る任命権者の承認	以外	独立行政法人通則法	61			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	①～④、⑥～⑧																													
23	恩給納付金額通知書の送付	以外	独立行政法人等の恩給納付金に関する政令(17.10.01施行)	2	1		関係省庁と調整が必要	15	手続に共通な体制方針、システム化方針等	⑥																													

手続数合計 23

1,655 1,588 10 29 0 0 0 0 2

(注)番号①～⑧に対応する独立行政法人等名は別添参照